

令和元年（ネ）第475号 損害賠償等請求控訴事件

令和元年（ネ）第638号 損害賠償等請求附帯控訴事件

控訴人（附帯被控訴人） 地方独立行政法人長崎市立病院機構

被控訴人（附帯控訴人） X1 外5名

和解合意書

控訴人（附帯被控訴人）地方独立行政法人長崎市立病院機構（以下「控訴人病院機構」という。）と被控訴人（附帯控訴人）X1外5名（以下「被控訴人ら」という。）は、長崎みなとメディカルセンター（以下「当院」という。）における故A医師（以下「故A医師」という。）の頭書過労死事件（以下「本件事件」という。）について、以下のとおり、本日、和解する。

第1 和解に臨むに当たっての考え方

本件事件は、当時の控訴人病院機構が当院における故A医師の死亡について突然死と判断し、過労死として取り扱わなかったことに端を発している。2020年4月、控訴人病院機構に新理事長や新院長が着任して最初に問題となったのが、控訴審判決予定日を間近に控えた本件事件である。事件を精査したところ、異常な長時間労働が故A医師の死亡の原因であることは明らかであり、また、当院（ひいては控訴人病院機構）が労務管理を徹底し故A医師ら職員への安全配慮義務を尽くしていれば、故A医師の当該死亡という結果は避けられたのではないかと考えざるをえず、本件を過労死として取り扱うべきと判断した。そのうえで、故A医師のご無念やご遺族の心情と真摯に向き合い、率直な謝罪を行うべきであると結論した。

他方で、わが国における医師の働き方については、法制上の考え方において大きな転換期を迎えている。2018年6月「働き方改革関連法」（以下「法」という。）が成立し、翌2019年4月からはこれが順次施行され、2020年4月にはそのほとんどが施行されるに至っている。この法の重要な改正点の1つに「時間外労働時間の上限規制」（長時間労働・過重労働の常態化による過労死傷・メンタルヘルス障害（以下「過労死等」という。）の予防・回避）があるが、これは時間外労働が十分な法規制の下に置かれていなかったことから、長時間労働が放置されて過労死傷等が多く惹起され社会問題化していたことによるものである。しかし、医師については、人の命を預かるという重大な職責があることや、診療を拒否できないという応召義務の存在することもあって、一朝一夕にそれを断行することが困難であり、2024年4月までの猶予が認められている。すなわち、控訴人病院機構を含めて多くの医療機関がこれからの4年間で、医師及びスタッフ職員の働き方改革を実現しなければならず、控訴人病院機構もその例外ではない。

しかるに、控訴人病院機構においては、未だ医師の使命感に依拠して結果的に過重労働を強いている状況が改善されているとはいえない。控訴人病院機構は、これから4年もない短い間に医師の働き方改革はもちろん、その他の多くの医療スタッフの働

訴事件を取下げ、被控訴人らはこれに同意する。

- (5) 被控訴人らは、控訴人病院機構に対し、控訴人病院機構が長崎地方裁判所令和元年（モ）第28号強制執行停止決定申立事件について供託した担保（長崎地方法務局平成31年度金第118号、同119号、同120号、同121号、同122号、同123号）の取消しに同意し、その取消決定に対し抗告しない。
- (6) 控訴人病院機構は、(4) 及び (5) の手続を速やかに行うものとし、被控訴人らは当該手続に協力する。

3. 本件和解についての記者会見及び当院HPでの公表について

- (1) 控訴人病院機構は、本件和解合意書締結後速やかに、被控訴人らへの謝罪及び和解に至った経緯・その内容並びに当院の働き方改革等の改善・改革の方針などについて記者会見を行うものとし、本件控訴事件を取り下げることによって確定した原審判決の内容（故A医師の労働時間などその死因、当院の労務管理責任、故A医師の素因減額等の可否などの争点に対する判断）を同記者会見において説明する。
- (2) 控訴人病院機構は、前（1）の記者会見で公表した内容を当院HPに掲載し、その内容を病院内外に公にする。なお、その際には同時に、被控訴人妻X1さま及び被控訴人妹X6さまの別紙コメントを掲載する。
- (3) 控訴人病院機構は、当院職員らに対し、前（2）で公にした本件和解に至った経緯や理由を説明し、当院が今後労務管理の改善や働き方改革（より安全で働きやすい就労環境の実現）を推進することを宣明する。

4. 本件和解を契機とした当院の労務管理及び安全管理の改善・改革について

- (1) 控訴人病院機構は、被控訴人らに対し、本件事件及び本件和解を契機として、当院職員の労務管理について、当院職員の健康と安全の保持を最大の目標とし、その改善・改革を推進して当院職員らの安全で働きやすい就労環境の実現に努力することを約束する。
- (2) 控訴人病院機構は、前（1）の目的を達するために、働き方改革の目的を達成するための特別委員会を設置する等して、当院の体制整備をはかるものとする。
- (3) 控訴人病院機構は、故A医師の死（平成26年12月18日）を当院の労務管理等の改善・改革のための特別の契機とせざるを得ないことを銘記し、当該逝去日前後において当院職員が参加する特別研修等の何らかの催しを行う。なおその際には、被控訴人らに対し、それまでの当院の取組みやその成果等について年次的に報告するものとする。

2020年（令和2年）7月 日

長崎市万才町6-34 第5森谷ビル6階

塩飽志郎法律事務所

被控訴人ら代理人

弁護士 北 爪 宏 明

同

弁 護 士 塩 飽 昂 志

長崎市新地町6-39

控訴人 地方独立行政法人長崎市立病院機構

代表者理事長 片 峰 茂

長崎市樺島町4-6 ソフィアビル2階

弁護士法人ふくざき法律事務所

控訴人代理人

弁 護 士 福 崎 博 孝

同

弁 護 士 永 岡 亜 也 子

以上